

## M I C E 誘致営業業務委託業務仕様書・企画提案コンペ参加仕様書

### 1. 委託業務の目的

G7伊勢志摩サミットにより世界中に高まった本県の地名度を活かし、多くの国際会議等M I C Eを誘致・開催することによるM I C E開催地としてのブランドイメージの確立を図ります。そのため、国内におけるセールス・プロモーションを行います。

このセールス・プロモーションは、大学、研究機関、企業等が集積し、主催者となり得るキーパーソンが多く存在する東京圏・関西圏での活動が中心となるため、現地に営業マンを配置し、強力かつ細やかなセールス活動を行い、国際会議の誘致を行います。

ここで言う国際会議とは、次のすべてを満たすものとする。

- ・主催者が「国際機関・国際団体（各国支部を含む）」又は「国家機関・国内団体」であること
- ・参加者総数が50名以上であること。なお、外国人参加者（2名以上）には、会議の出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。
- ・参加国が日本を含む3カ国以上であること。
- ・開催期間が1日以上であること。
- ・特定企業の利益目的を有しないこと。
- ・政治又は宗教目的を有しないこと。

上記の国際会議の要件を満たしていれば、名称は、学会、シンポジウム、セミナー等でも国際会議として扱う。

### 2. 委託業務の概要

- (1) 委託事業名：「M I C E 誘致営業業務委託」
- (2) 委託期間：契約締結日から平成31年3月29日（金）まで
- (3) 委託内容：

国際会議の主催者となり得るキーパーソンが多く在住する東京圏・関西圏など県外で、三重県での国際会議の開催提案（営業活動）を行い、国際会議の誘致につなげる。

#### ①誘致のための営業活動

- ・誘致営業活動を行う対象は、東京圏・関西圏を中心に、県外の大学、研究機関、企業等の国際会議の主催者となり得る者とする。
- ・誘致営業活動を毎月延べ10か所以上（もしくは年間延べ100か所以上）に対して行う（同一対象含む）。
- ・誘致営業活動報告書を7月（契約から6月末までの分）、10月（7月～

9月分)、1月(10月~12月分)、3月29日(1月~3月分)に提出する。報告書には、訪問先情報(訪問日時、訪問団体名)と誘致対象会議情報、営業活動の中で聞き取ったポジティブなコメントと、ネガティブなコメントの両面でどのようなコメントがあったかを記載する。

また、このコメントについては、ニーズや課題を把握する材料とするため、回数や割合も報告する。

・誘致可能性がある案件については、県と受託者で誘致方針を検討する。誘致方針等の打ち合わせについては、その都度、必要に応じて開催する。

・営業活動にあたっては、三重県が作成したパンフレット「MIE MICE GUIDE~国際会議開催・支援制度のご案内」が活用できる。

・営業活動にあたっては、「三重県海外 MICE 誘致促進補助金」(1件あたり最大100万円、平成30年度の予算額800万円)を活用できる。

・受託者には、国際会議の誘致1件あたり1,080,000円(消費税及び地方消費税額を含む)を成功報酬として支払う。上限は2,160,000円(消費税及び地方消費税額を含む)とする。

・国際会議の誘致については、開催時期が、平成30年度内から平成31年度以降でも可とする。

## ②その他

全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。

## (4) 成果品

下記の報告書等を提出すること

①次の②③④を含む営業業務委託実績報告書

(平成31年3月29日(金)までに)

②営業活動報告書(提出時期:7月、10月、1月、3月30日)及び、契約期間中のポジティブ、ネガティブ両面でのコメント分析。

③誘致方針打ち合わせ記録(随時)

④その他委託業務中に入手した国際会議等の情報に係る報告書(随時)

## 3. 契約上限額

4,209,300円(消費税及び地方消費税を含む)

(1) 契約基本部分の上限 2,049,300円(消費税及び地方消費税含む)

(2) 成功報酬部分の上限 2,160,000円(消費税及び地方消費税含む)

## 4. 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税金並びに消費税及び地方消費税について滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 提案は、1事業者につき1件までとします。

## 5. 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める企画提案資料を提出期限までに提出すること。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「MICE誘致営業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、総合的に審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

### (1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）・・・1部

※「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。

②見積書（成功報酬部分の金額が分かるように記載ください。任意様式）  
 ..... 8部（正本1部、コピー7部）

③企画提案書（様式任意）..... 8部（正本1部、コピー7部）

④実施スケジュール（任意様式）..... 8部

⑤提案事業者の概要書

・事業者の活動概要がわかる資料（自社パンフレット等）・・・8部

⑥契約実績証明書（様式3）..... 1部

・過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書。

(2) 提出期限 平成30年5月2日（水）13時必着

(3) 提出先 〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁1階

三重県雇用経済部 観光局 海外誘客課

(4) 提出方法 上記提出先へ持参又は郵送による送付に限ります。

- (5) 受理の確認 企画提案書を郵送で提出する場合は、提出期限までに電話で担当課へ書類受理の確認をすること。
- (6) 第1次審査（書類審査）の実施  
・実施日時 平成30年5月7日（月）を予定  
（なお、申込数が10件に満たない場合は、第1次審査を省略します。）
- (7) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施  
・実施日時 平成30年5月8日（火）を予定
- (8) 選定のための評価基準  
審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。
- (ア) 事業目的性（10点）  
・事業の目的をよく理解し、仕様書の主要な要件を満たした適切な提案内容となっているか。
- (イ) 営業企画性（5点）  
・どのようなところへ訪問するか、また、業務の目的を達成するための営業ノウハウ等があるか。
- (ウ) 業務推進性（10点）  
・組織体制、業務拠点、業務従事者、経験・実績など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。
- (エ) 経済合理性（5点）  
・費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。
- (9) 審査の結果
- ①第1次審査（書類審査）  
審査の結果は、10者を決定した後、提案したすべてのものに対して速やかに通知します。（電子メールおよび文書）
- ②第2次審査（プレゼンテーション審査）  
審査の結果は、最優秀受託候補者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。（電子メール及び文書）

## 6. 最優秀受託候補者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は有料。）。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は無料。）。

## 7. 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重

県雇用経済部観光局において示します。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

## 8. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

## 9. 委託料の支払い方法、支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。なお、支払う委託料は、契約金額を上限とし、委託料の額の確定をしたらうえでお支払いします。

三重県内で開催することを主催者組織として決定したことがわかる書類を確認することで誘致実績を確定させます。

なお、成功報酬を支給した後、会議が実施されなかった場合や国際会議の要件を満たさなかった場合には、災害などやむを得ない理由がある場合を除き成功報酬を県に返還していただきます。

## 10. 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 11. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停

止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 12. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 13. 企画提案にあたっての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

平成30年4月23日（月）13時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、15に記載する担当課まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

いただいた質問には、電子メール、ファクシミリ、電話のいずれかにより回答させていただくとともに、平成30年4月25日（水）17時までに、三重県のホームページに掲載させていただきます。

## 14. その他

(1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。

- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (5) 提出いただいた応募書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とします。  
なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。
- (8) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

#### 15. 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県雇用経済部 観光局 海外誘客課 担当：古市  
TEL:059-224-2847 FAX:059-224-2482  
E-mail inbound@pref.mie.jp